

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 農林水産省 ）

制 度 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、第 68 条の 9）	
要 望 の 内 容	<p>増加型・高水準型の恒久化</p> <p>〔現行制度の概要〕 支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を支出した年度の所得税額又は法人税額から控除。 (1)と(2)を合わせた控除税額の上限又は(3)の控除税額の上限は、所得税額又は法人税額の 20%（(4)については、別に所得税額又は法人税額の 10%）を限度とする税額控除。 ※ なお、平成21年4月 1 日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度においては、税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。</p> <p>(1) 試験研究費の総額の 8～10%（試験研究費割合が 10%未満の場合、試験研究費割合×0.2+8%）の額を税額控除。 (2) 産学官連携の共同研究・委託研究を行った場合、特別試験研究費の 12%の額から(1)の税額控除割合を差し引いた割合を乗じた額を税額控除。ただし、比較試験研究費（前 3 期の試験研究費の平均）の額までが税額控除の対象。 (3) 中小企業者等については試験研究費の額の 12%を税額控除 (4) 試験研究費が増加した場合の税額控除は次の①又は②を選択適用。控除税額の上限は、(1)又は(3)に係る税額控除制度とは別に、所得税額又は法人税額の 10%を限度とする税額控除。 ① 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費（前 2 期の試験研究費の額のうち最も多い額）の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の 5%を税額控除。【増加型】 ② 試験研究費の額が平均売上金額（当該年度を含む 4 期の平均売上金額）の 10%を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（（試験研究費割合－10%）×0.2）を乗じた金額を税額控除。【高水準型】</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 385 百万円 （▲ 304,400 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成 21 年度:17.2 兆円)の約 7 割(同:12.0 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>食品産業については、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競争が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。また、農薬製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まりを踏まえ、より安全性の高い環境負荷の少ない農薬を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。</p> <p>我が国食品産業及び農薬製造業の発展を図るためには、企業等による研究開発の促進が重要な課題である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。</p> <p>① 食品産業においては、安全性確保、高品質化、健康志向等多様化する消費者ニーズへの対応、食品残さのリサイクル等の環境対策等に積極的に対応していくことが求められている。また、平成 23 年には、六次産業化法が全面施行され、農林漁業者等の新たな事業分野への進出、6 次産業化の取組を促進する環境づくりや地域の食材に着目した取組への支援が始まっており、地域経済の活性化の担い手として研究開発力の向上を通じた経営基盤の強化や、その研究開発に寄せる期待は、ますます強まっている。</p> <p>② 農薬製造業においては、農薬に対してより高い安全性、環境にやさしいことが求められており、研究開発にかかる経費は企業にとって大きな負担となっている。使用者のニーズに合った目的の効果が、安全性の高い、環境負荷の少ない新農薬の研究開発は、農業生産性の向上及び農業生産の安定を図る上でも必要不可欠である。</p> <p>③ このように、食品製造業及び農薬製造業における研究開発の重要性は高まっていることから、民間企業等における研究開発に対する予算措置(補助金・委託費)を一部講じているところであるが、なお一層、研究開発を促進するためには、税制措置による支援が不可欠である。</p>
<p>今回の要</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展</p>

		<p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備</p>																																																																													
	政策の達成目標	<p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>食品産業については、食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業が担う役割を十分発揮できるよう研究開発の促進によりその技術基盤や競争力の強化を図る。</p> <p>また、農薬製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農薬を供給できるよう、研究開発の一層の促進を図る。</p>																																																																													
	租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	<p>・増加型:平成23年度末まで</p> <p>・高水準型:平成23年度末まで</p>																																																																													
	同上の期間中の達成目標	<p>指標:民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p>																																																																													
	政策目標の達成状況	<p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.06</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																									
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69																																																																									
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13																																																																									
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54																																																																									
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01																																																																									
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10																																																																									
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00																																																																									
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65																																																																									
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27																																																																									
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85																																																																									
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60																																																																									
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>減収見込額(うち税法上の中小企業)(24年度経済産業省試算)</p> <p>平成20年度(実績) 178億円(14億円)</p> <p>平成21年度(実績) 133億円(6億円)</p> <p>平成22年度(見込) 221億円(8億円)</p> <p>平成23年度(見込) 151億円(4億円)</p> <p>平成24年度(見込) 126億円(3億円)</p> <p>食料品製造業及び農薬製造業における減収見込額</p> <p>平成20年度(実績) 227百万円</p> <p>平成21年度(実績) 385百万円</p> <p>平成22年度(見込) 385百万円</p> <p>平成23年度(見込) 385百万円</p> <p>平成24年度(見込) 385百万円</p>																																																																													

		(出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。農薬製造業は製品出荷額の比率(農薬製造業/化学工業)を化学工業の控除額にかけて算出した。)
	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	<p>経済波及効果の試算 (23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度減収額 126億円(経済産業省試算) <ul style="list-style-type: none"> 大企業: 123 億円、中小企業 3 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業: 1.26 倍、中小企業 1.59 倍 ・研究開発投資押上げ額 160億円 <ul style="list-style-type: none"> 大企業: 155 億円、中小企業 5 億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成24年度の増加型・高水準型による減税が、平成24年度～平成33年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果: 約654億円(経済産業省試算) ・食品製造業及び農薬製造業における押上げ効果 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の減収額385百万円 ↓ ・研究開発投資押上げ額485百万円(385 百万円 × 1.26)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 (23 年度予算: 52 億円) ・イノベーション創出基礎的研究推進事業 (23 年度予算: 56 億円、(独)農業・食品産業技術総合研究機構事業)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。
	要望の措置の妥当性	<p>我が国においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し(98.5%)、 ③政府による企業等への直接支援は少ない(0.9%、主要国中最低)。 <p>したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。</p>

			<p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） <本租税特別措置全体> 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,235億円(167億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>うち食料品製造業及び農薬製造業(うち、中小企業分) 平成15年度 52億円(1億円) 平成16年度 71億円(10億円) 平成17年度 147億円(17億円) 平成18年度 114億円(9億円) 平成19年度 104億円(13億円) 平成20年度 90億円(15億円) 平成21年度 105億円(15億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。農薬製造業は製品出荷額の比率(農薬製造業/化学工業)を化学工業の控除額にかけて算出した。)</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>企業の研究開発費の推移(うち、税法上の中小企業分) 平成15年度 117,047億円(6,444億円) 平成16年度 118,479億円(4,823億円) 平成17年度 127,272億円(5,347億円) 平成18年度 133,107億円(5,004億円) 平成19年度 138,030億円(4,026億円) 平成20年度 136,138億円(3,676億円) 平成21年度 119,605億円(3,547億円) (出典:総務省「科学技術研究調査報告書」)</p> <p>うち食品企業及び農薬製造業分 平成15年度 333,920百万円(79,146百万円) 平成16年度 287,893百万円(24,236百万円) 平成17年度 310,334百万円(32,063百万円) 平成18年度 332,314百万円(47,456百万円) 平成19年度 285,229百万円(17,489百万円) 平成20年度 273,716百万円(10,140百万円) 平成21年度 247,969百万円(11,263百万円) (出典:総務省「科学技術研究調査報告書」、農薬製造業は製品出荷額の比率(農薬製造業/化学工業)を化学工業の控除額にかけて算出した。)</p>	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮できるよう研究開発の促進によりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農薬製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農薬を供給できるよう、研究開発の一層の促進を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>食料の安定供給や地域経済の活性化等において重要な役割を果たし、新技術の開発・導入等についても一層の促進を図ることが期待できることから、相応の達成状況にあると考えられるが、6次産業化促進のため、さらに研究開発の必要性が高まっている状況。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設) 平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加) 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加) 平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止 平成13年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製</p>

		造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成15年度	創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設
平成18年度	創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設
	縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止
平成20年度	創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設
		売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設
平成21年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。
平成22年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（23年度末まで）
平成23年度	縮減	試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。
	延長	（平成23年6月再つなぎ法） 平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度においては、試験研究費の総額に係る税額控除について、税額控除限度を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置を延長。